

発表論題(和文) 企業における環境負債情報の開示行動  
—気候変動情報開示を中心に—

発表者氏名・所属(和文) 鶴田佳史 大東文化大学

発表論題(英文) Disclosure of environmental liability in enterprises :  
focus on climate change information

発表者氏名・所属(英文) TSURUTA Yoshifumi Daito Bunka University

キーワード(4語) 情報開示、気候変動情報、経営資源、ステークホルダー

#### 発表要旨本文

### I. はじめに

企業活動は、政策等の制度と相互に影響しあう。そのため、分析の焦点を、制度と企業との相互作用とし、それをシステムとしてとらえる。気候変動情報開示の制度を設計していくにあたり、環境負債に関わる情報を開示する立場である企業はどのような存在としてとらえられているのだろうか。すなわち、気候変動情報に開示に関わる制度設計において、「企業」が「どのような存在(仮説)」としてとらえることができるのか、を考えてみる。

### II. 企業における気候変動情報の開示行動の背景

現在、国際社会では、気候変動対策の一つである低炭素経済構築に向けて国際社会での合意形成がなされつつある。また、わが国でも「地球温暖化対策基本法」の閣議決定、「地球温暖化防止対策推進法(温対法)」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」の制定、温室効果ガス排出量取引制度の導入検討、「地球環境税」の検討等の低炭素経済構築に向けた経済政策がとられはじめている。このように低炭素経済の構築を試行していくことによりグローバル社会における動向に対応するだけではなく、国としてイニシアティブを取ることを目指している。わが国では、気候変動対策に関しては、前述の制度設計以外にも、2008年から始まっている京都議定書第1約束期間(2008年-2012年)の目標達成(11億6,300万tCO<sub>2</sub>)に向けて、行政、産業界、民間といったさまざまな部門において、温室効果ガス(greenhouse gases、以下GHG)の排出量の削減活動が行われつつある。このことから明らかなように、排出量取引の制度設計や、気候変動リスクの算定と開示に関する制度設計等との関係から、企業活動は影響を受けている。企業における経営戦略の要因としては、消費者・顧客、投資家・株主・金融機関、競合他社、従業員、政府・法規規制・規格化・協定、地域社会、自然環境の保護等がある。気候変動情報の開示が社会から求められるようになってきているなかで、企業活動においては特に投資家への対応の面から、気候変動情報の把握とその開示が大きな意味を持ってきているといえる。

### III. 企業の経営資源と気候変動情報開示

河合(2004)は、企業を「“(社会システムを中心とする)環境の中で複数の事業を営む経済主体”であり、事業ごとに多くの“競争(相手の)企業”や“買い手”とともに“市場(マーケット)”を形成している」、と定義している。事業ごとに多くの競合企業、買い手とともに市場を形成していると指摘している。競合企業も存在している市場でもある。そのため、気候変動情報の場合には、究極的には全企業でのフォーマットの統一を志向する可能性がある。さらに、河合(2004)は、統治選択(governance choice)についても述べている。統治選択とは、「自社の経済取引の管理の形態」であり、「その取引を管理・統治する最も効率のよい方法は何か」により選択する形態は変わる、としている。

これは組織間関係の視点からもみることができる。今井・伊丹・小池(1982)によれば、組織間関係について「企業は市場に比べて内部組織が有利性を持つ場合、すなわち市場を利用する

よりも内部組織を用いた方が取引コストを節約しうる場合にその領域を拡張していくのである」と述べている。市場を通じて資源を調達するよりも自分の組織内部で調達した方が安い場合に、その組織は内部化という方法を選択する。これが取引コストによるアプローチである。その一方で、資源依存によるアプローチがある。これは、希少資源がパワーの源泉となるというものである。その企業だけが提供できない製品やサービスを持っている場合には、その企業は取引が優位になる。

#### IV. おわりに

環境負債に関わる情報を開示するための経営戦略を策定するにあたっては、経営トップは外部の多種多様な影響と直面する。その影響から、環境戦略に有効で有益な環境に関わる情報を得るために、企業が企業外部との環境情報に関わるネットワークを構築していくとともに、ステークホルダーとの相互作用により企業とステークホルダーの関係性が強化されていく。この関係性の強化の一つの軸として、気候変動情報があると思われる。気候変動情報をステークホルダーと共通することにより、企業の正当性の獲得に、どのようにつながっていくのか、制度が運営されてからの変化が楽しみである。また、気候変動情報開示に関わる制度的圧力がかかった場合に、企業の組織形態にどのような影響があるのか、日本、米国、EU、中国など、それぞれの地域特性の影響があるのかも気になる場所である。そして、サイモン（1987）が述べる「適切な適応行動を見出すシステム自身の能力」である「手続的合理性」の視点からの企業における気候変動情報の開示行動も重要であると考えられる。気候変動情報の開示に関わる制度設計において、「企業」が「どのような存在（仮説）」としてとらえることができるのか、をひとつおみしてきた。GHG 排出及び気候変動情報には、社会的共通資本としての要素があり、投資家向けだけではなく、幅広いステークホルダーへの開示が必要となるのではないかと。そして、気候変動情報の開示は、企業が経営の自由度を得ることにつながり、ブランディングを含む企業価値向上への戦略的経営行動にもなり、法制度への対応、同型性による対応、制度資本としての企業の経営行動（企業社会責任）についてもとらえていく必要があることを述べた。このことで、企業における気候変動情報開示行動の理論的枠組の構築に向けての道筋を提示した。

#### 参考文献

今井賢一・伊丹敬之・小池和男（1982）『内部組織の経済学』東洋経済新報社  
河合忠彦（2004）『ダイナミック戦略論』有斐閣  
サイモン、H・稲葉元吉・吉原英樹訳（1987）『新版 システムの科学』パーソナルメディア

#### 発表者プロフィール

大東文化大学専任講師。環境経営学会環境負債研究委員会委員。専門研究分野は、環境経営、経営戦略論、CSR、環境マネジメントシステム、カーボンマネジメントなど、経営と持続可能性に関わる領域全般。これまでに環境省「コベネフィット型温暖化対策・CDMの推進に関する検討会」委員、国土交通省「日ASEAN 交通連携環境行動計画に関する検討会」委員を歴任。エコアクション21審査人、KES環境マネジメントシステム・スタンダード主幹審査員、環境カウンセラー（市民部門・事業者部門）。科学研究費補助金「低炭素経済社会における中小企業の環境経営の展開と可能性」研究分担者。著書は『環境経営学の扉』文真堂、『サステナビリティと経営学』ミネルヴァ書房、『現代CSR経営要論』創成社（いずれも共著）など。  
E-mail : tsuruta@ic.daito.ac.jp

